

○若木学友会会則（抄）

平成26年3月6日

（名称・所在地）

第1条 本会は、國學院大學（以下「本学」という。）「若木学友会」（以下「本会」という。）と称し、本部を東京都渋谷区東4丁目10番28号の國學院大學渋谷キャンパス内に置く。

（目的）

第2条 本会は、本学の学生と教職員が協力して、本学の建学の精神に基づき、学生が文化活動、体育活動その他の活動を通じて人格の陶冶、健全な身体の発育等、人間性の向上を図り、もって有用な人材となり、またこれを育成することを目的とするものとする。

（趣旨）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、学生自治規約に基づく学生自治組織を尊重し、学生と教職員が協力して、学生及び学生団体の行う課外活動を奨励し、かつ支援するものとする。

2 本会は、前項の趣旨を実現するために、学友会費（以下「会費」という。）を徴収し、その適正な運用に努めるものとする。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成し、前条の趣旨を実現するために、必要な事業を行う。

（会員）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

（1）普通会員 本学の学部学生及び大学院学生

（2）特別会員 本学の専任の教職員

2 前項第1号にかかわらず、当分の間、学部学生をもって普通会員とする。

3 第1項第2号にかかわらず、当分の間、役職に就いている教職員（以下「役職教職員」という。）をもって特別会員とする。

（組織）

第6条 第2条の目的を達成し、第3条の趣旨を実現するために、次の各号に規定する委員会を置く。

（1）第7条ないし第10条に規定する役員会

（2）第11条ないし第14条に規定する運営委員会

（3）第23条に規定する予算委員会

（4）第26条及び第27条に規定する監査委員会

2 本会に、次の各号に規定する学生団体を置く。

（1）学生自治会

（2）体育連合会

（3）文化団体連合会

（4）全學應援團

（5）新聞学会

（6）若木祭実行委員会

(7) 体育祭実行委員会

(8) 同好会連合会

(9) そのほか、第19条第1項により設立を認められた団体、及び第20条第1項により設置を認められた実行委員会

3 前項各号の学生団体は、その掌理する事務等について規約・内規・細則等を定めることができる。なお、前項第1号ないし第8号の学生団体は、学生自治規約に則り運営される。

4 前項の体育連合会、文化団体連合会、同好会連合会（以下「各連合会」という。）は、これに加盟する各部会（以下「加盟部会」という。）をもって構成する。ただし、これに加盟しない各部会（以下「非加盟部会」という。）が本会を構成することを妨げない。

5 この会則の規定する組織については、別表1のとおりとする。

（役員会の構成）

第7条 本会に役員会を置き、次の役員をもってこれを構成する。

(1) 若木学友会会長（以下「会長」という。）

(2) 運営委員会委員長

(3) 予算委員会委員長

(4) 監査委員会委員長

(5) 大学事務局長

(6) 若木育成会会長

2 前項の規定にかかわらず、役員として副会長1名を置くことができる。

3 前項の副会長は、第1項に規定する役員以外の役職教職員の中から、会長が委嘱する。

（役員会の職務等）

第8条 役員会は、年1回、定例の会議を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の役員会を開くことができる。

2 役員会は、次の各号に規定する事項を掌理する。

(1) 予算の適正な運用に関する事項についての助言

(2) 決算の適正な監査に関する事項についての助言

(3) 運営委員会の事務執行に関する助言

(4) この会則の改廃についての承認

(5) そのほか、本会の組織のあり方、今後の課題等に関する提言

3 前項に規定する役員会の助言及び提言は、運営委員会に対して行うものとする。

（会長等の選出）

第9条 本会の会長は、本学の学長がその任に当たる。

2 会長に事故あるときは、副会長又は運営委員会委員長がその任に当たる。

（役員任期）

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、その職制にある期間において再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、次期役員が決定するまでの間、その事務を執行することができる。

(運営委員会の地位・構成)

第11条 本会に運営委員会を置き、第13条に規定する事項を掌理する。

- 2 運営委員会の委員長は、学生部長がこの任に当たり、運営委員会を掌理する。
- 3 運営委員会は、次の各号に規定する教職員委員及び学生委員をもってこれを構成する。

(1)教職員委員

- ア学生部委員（2名）
- イ総務部長
- ウ財務部長
- エ学生事務部長
- オ経理課長
- カ学生生活課長
- キたまプラザ事務課長

(2)学生委員

- ア学生自治会執行委員会代表
- イ体育連合会幹事会代表
- ウ文化団体連合会幹事会代表
- エ全學應援團代表
- オ新聞学会代表
- カ若木祭実行委員会代表
- キ体育祭実行委員会代表
- ク同好会連合会代表

- 4 前項の規定にかかわらず、運営委員会は、必要があると認めたときは、本学の学生及び教職員からオブザーバー委員を選任することができる。

(運営委員会の委員長・委員の任期)

第12条 運営委員会の委員長の任期は、学生部長の職制にある期間とする。

- 2 運営委員会の委員のうち教職員委員の任期は、その職制にある期間とする。
- 3 運営委員会の委員のうち学生委員の任期は、各学生団体の役職にある期間とする。
- 4 前条第4項により選任されたオブザーバー委員の任期は、第2項及び前項の規定にかかわらず、その任期に定めがない限り、選任された年度をもって終了する。
- 5 第11条第3項及び第4項に規定する学生委員を選出する各学生団体及び各実行委員会の代表及び副代表は、これを兼務することができない。

(運営委員会の職務等)

第13条 運営委員会は、次の各号に規定する事項を掌理する。

- (1)予算に関する事項
- (2)決算に関する事項
- (3)そのほか、第2条の目的を達成し、第3条の趣旨を実現するために必要な事項

(運営委員会の会議)

第14条 運営委員会は、年2回、定例の会議を開催する。ただし、次の各号の場合には、臨時の会議を開催することができる。

(1) 委員長が必要と認めたとき

(2) 委員総数の過半数の請求があったとき

2 前項に規定する運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員が出席できない場合、委員長に委任状を提出し、又は、当該学生団体の中から代理を立てることができる。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決する。

(学生自治会)

第15条 学生自治会に、学生自治会執行委員長及び副委員長を置く。また必要な場合、そのほかの役員を置くことができる。

2 前項に規定する学生自治会執行委員長、副委員長及び役員は、所属する会員の互選によって選任し、運営委員会の承認を得る。

3 第1項及び前項に規定する学生自治会執行委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、通算4年を限度として再任を妨げない。

4 学生自治会は、その掌理する事務等について規約、内規、細則等を定めることができる。ただし、その内容がこの会則の経理に係る事項と矛盾する場合、その部分についてはこの会則が優先するものとする。

(各連合会の代表・幹事会等)

第16条 各連合会に、代表(「会長」、「幹事長」等の名称を問わない。)及び副代表を置く。また必要な場合は、そのほかの役員を置くことができる。

2 前項に規定する代表、副代表及び役員は、第4項に規定する幹事会において、加盟部会の部員の中から選任し、運営委員会の承認を得る。

3 第1項及び前項に規定する各連合会の代表及び副代表の任期は、1年とする。ただし、通算4年を限度として再任を妨げない。

4 各連合会のもとに、加盟部会の部員をもって構成する幹事会を置く。

5 前項に規定する幹事会は、各部会の意見を尊重しつつ、各部会、各幹事会及び加盟連合会の活動・運営等について必要な調整をするなど、それぞれの活動に関する事項を掌理する。

6 各連合会は、その掌理する事務等について規約、内規、細則等を定めることができる。ただし、その内容がこの会則の経理に係る事項と矛盾する場合、その部分についてはこの会則が優先するものとする。

(各部会)

第17条 加盟部会及び非加盟部会(以下併せて「部会」という。)は、本学の学生に広く開放されたものでなければならない。会則に単一の学部、学科の学生のみを会員とするもの認めない。

(各部会の代表)

第18条 部会は、当該部会所属の学生の中から選出した代表(名称を問わない。)を置かなければならない。

2 前項に規定する代表の任期は、1年とする。ただし、通算4年を限度として再任を妨げない。

3 第1項に規定する代表は、他の部会の代表を兼務することができない。

(全學應援團・新聞学会等)

第19条 全學應援團、新聞学会のほか、本会に運営委員会及び学生部委員会が必要と認めた団体を置くことができる。

2 前項に規定する団体に代表(名称を問わない。)及び副代表を置く。また必要な場合は、ほかの役員を置くことができる。

3 前項に規定する代表、副代表及び役員は、所属する会員又は団員の互選によって選任し、運営委員会の承認を得る。

4 第2項及び前項に規定する代表及び副代表の任期は、1年とする。ただし、通算4年を限度として再任を妨げない。

5 本条に規定する団体は、その掌理する事務等について規約、内規、細則等を定めることができる。ただし、その内容がこの会則の経理に係る事項と矛盾する場合、その部分についてはこの会則が優先するものとする。

(実行委員会)

第20条 若木祭実行委員会、体育祭実行委員会のほか、本会に運営委員会及び学生部委員会が必要と認められた委員会を置くことができる。

2 前項に規定する実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。また必要な場合は、ほかの役員を置くことができる。

3 前項に規定する委員長及び副委員長については、学生自治規約に則って選出し、運営委員会の承認を得る。また役員については、各実行委員会の委員長が、これを選任し、運営委員会の承認を得る。

4 第2項及び前項に規定する各実行委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、通算4年を限度として再任を妨げない。

5 本条に規定する実行委員会は、その掌理する事務等について規約、内規、細則等を定めることができる。ただし、その内容がこの会則の経理に係る事項と矛盾する場合、その部分についてはこの会則が優先するものとする。

(経理)

第21条 本会の経理に係る費用については、会費及び協賛金をもってこれに充てる。

2 前項に規定する会費及び協賛金のほかに、次の各号に規定する収入を経理に充てることができる。

(1) 寄付金

(2) 援助金

(3) そのほかの収入

3 会員は、所定の会費を毎年度初めの所定の時期に納入しなければならない。

4 一旦納入された第1項ないし前項に規定する会費等は返還しない。ただし、相当な理由があると運営委員会が認めたときは、これを返還することができる。

5 会費等の金額については、別表2〈省略〉のとおりとする。

第22条・第23条〈省略〉

(予算)

第24条 予算案は、学生総会の議を経たのち、予算委員会がこれを作成し、運営委員会の議を経て、役員会の承認を得なければならない。

2 運営委員会は、前項の予算案に修正の必要があると認めたときは、理由を付して修正の内容を予算委員会に提示することができる。

3 予算委員会は、前項の修正内容が提示されたときは、その内容を尊重し、予算案の修正をすることができる。

4 前項の予算案の修正がなされたときは、あらためて運営委員会の議を経て、役員会の承認を得なければならない。

(決算)

第25条 決算案は、予算委員会がこれを作成し、第26条に規定する監査委員会の監査を受けた後、運営委員会の議を経て、役員会の承認を得なければならない。

2 運営委員会は、前項の決算案の審議において、第2条の目的及び第3条の趣旨に照らし、予算の執行等に不適切な点や改善すべき点があると認められるときは、予算委員会及び学生部委員会に意見を述べるることができる。

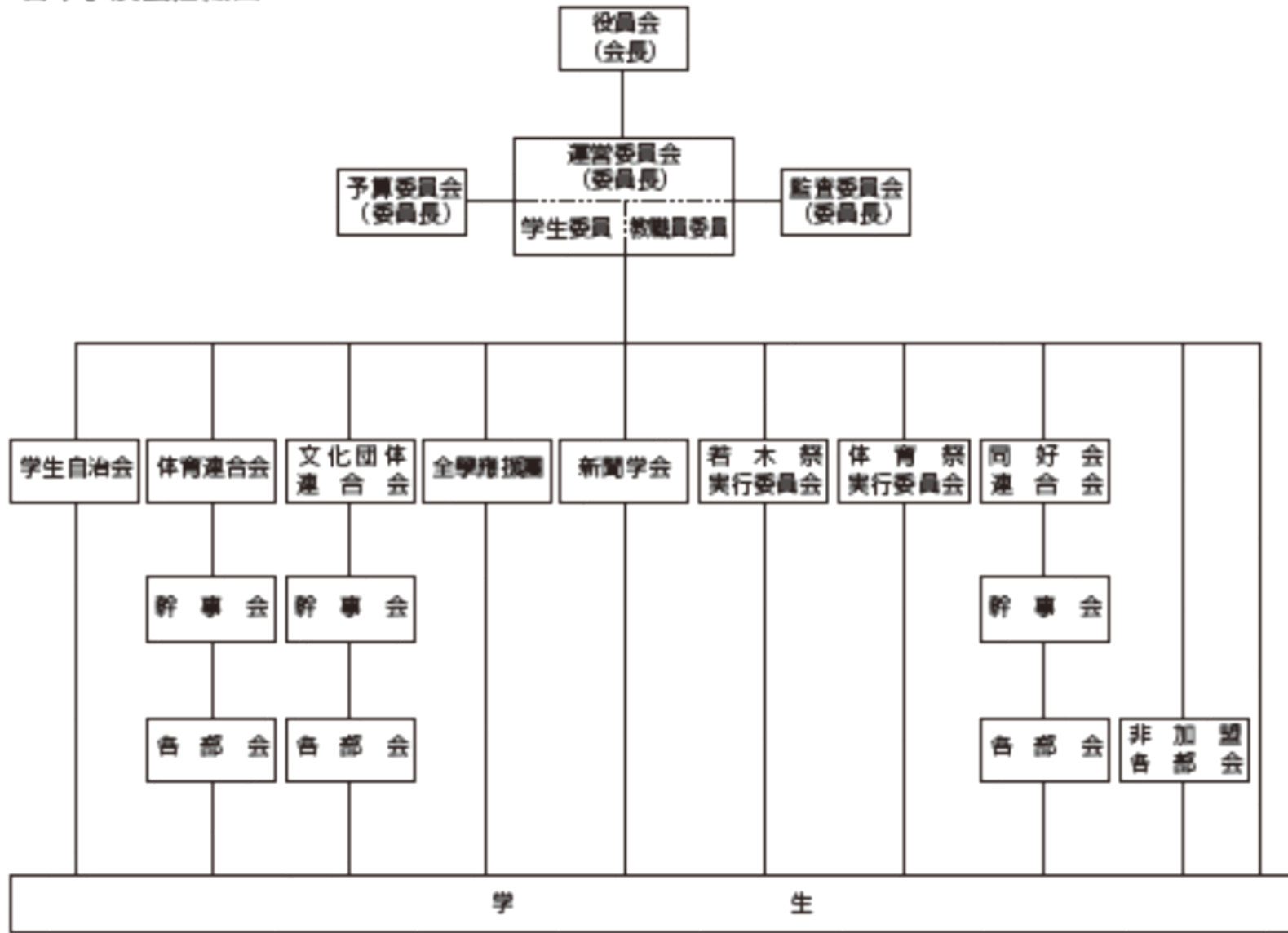
(監査委員会)

第26条・第32条〈省略〉

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 若木学友会組織図



別表2 (省略)

國學院大學學生自治組織大綱図

